

## 福島県相双地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、福島県相双地域（平成 29 年 7 月 1 日現在における福島県相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の行政区域。以下、「福島県相双地域」という。）とする。概ねの面積は 17 万 3 千ヘクタール程度（福島県相双地域面積）である。

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域（南相馬市、双葉町、浪江町は農用地区域が含まれる）、下表で○を掲げた地域は除くこととし、また、各市町村の土地利用計画上、特に保全すべき区域は除くこととする。

なお、下表で×を掲げた区域は、上記の促進区域中に存在しない。

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×
シギ・チドリ類渡来湿地	○
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	×
保安林及び国有林	○

（地図は「別紙」のとおり）

#### （2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### 【地理的条件】

福島県相双地域は、太平洋や阿武隈の山並みなど、多様で豊かな自然に恵まれ、また、相馬野馬追に代表される個性ある伝統文化を有している。

生活圏全体に求心力を及ぼす大都市がなく、東西 30 km、南北 80 km の細長い圏域となっていることもあって、分散型の地域構造となっている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、相双地域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も立入が規制されている区域があり、地域が分断されている。

#### 【インフラの整備状況】

インフラ整備においては、JR常磐線は震災後不通となった区間が徐々に復旧し、令和2年3月に全線開通した。

また、常磐自動車道は、平成27年3月に全区間が開通し、令和3年6月にいわき中央インターチェンジから広野インターチェンジまでの区間の4車線運用が開始されたほか、東北中央自動車道では、令和3年4月に相馬福島道路が全線開通した。

相馬中核工業団地に隣接する重要港湾相馬港については、震災により甚大な被害を受けたが、現在は復旧が完了し、新たな地域復興の拠点及び東北南部圏の物流拠点として産業交流の促進が期待されている。

当地域は、高速交通網等の復旧・整備により、首都圏、仙台圏や南東北圏等とのアクセスが向上し、産業の復興や集積、交流機能の向上など発展可能性が高まりつつあり、事業環境の整備が期待されている。

加えて当地域では今後の成長が期待されるロボット産業に関連する施設として、世界に冠たるロボット実証施設である、ロボットテストフィールド及び国際产学研官共同利用施設の整備が進められている。今後、施設を活用し、ロボット関連企業等新産業の集積を図ることで、地域への経済波及効果が期待されている。

#### 【産業集積の現状】

平成26年工業統計（従業員が3人以下の事業所は含まない。）によれば、相双地域の製造品出荷額は2,635億円、事業所数278カ所、従業員数9,299名となっている。（東日本大震災に関して、警戒区域等設定の対象となった3町は除外、また、警戒区域等設定の対象町村において一部集計。）

業種別では、輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業のシェアが高くなっているものの、食料品製造業など、幅広い業種にわたって一定程度の集積がなされている。

特に、化学工業系産業については、富士フィルムファインケミカルズ（株）、大内新興化学工業（株）原町工場、ダウ・ケミカル日本（株）などが立地している。

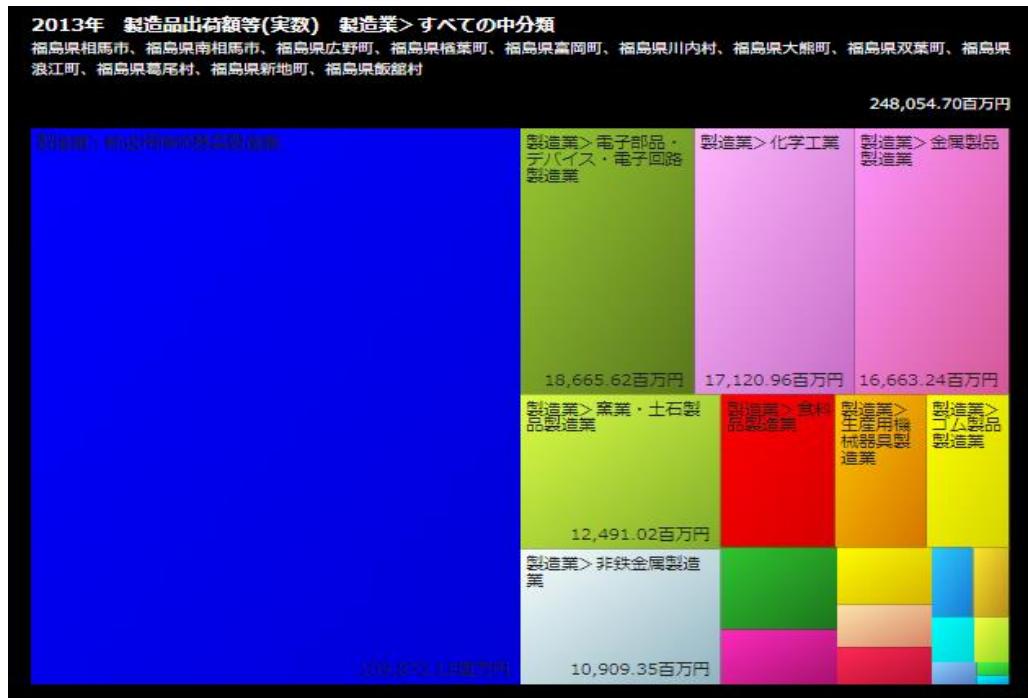
また、機械、電子、精密等の関連産業については、（株）日立パワーデバイス、日本オートマチックマシン（株）原町工場、（株）福島ニチアス（新地町）、（株）菊地製作所福島工場といった企業が立地し、相双地域のものづくりを牽引する役目を担っている。

さらに、輸送用機械関連産業については、航空機関連では（株）IHIが、自動車関連では（株）東北三之橋が立地している。

福島県相双地域では、各企業の中で培われてきたものづくりの技と心がしっかりと受け継がれてきている。それをベースにし、常磐自動車道や相馬港の利用促進、また、東

北中央自動車道（相馬福島道路）の開通などを踏まえ、新たな産業の集積を図るため、航空宇宙産業、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業や医療関連産業、さらには、イノベーション・コラボレーション構想の具体化を踏まえ、ロボット関連産業など、次世代を担う高度な産業を育成することにより、地域復興を牽引することが期待されている。

なお、地域経済分析システムにおける相双地域の製造業にかかる産業構造は表のとおり。



本地域における輸送用機械器具製造業、特に航空機産業にかかる集積は大変大きなものとなっている。

この輸送用機械器具製造業のポテンシャルを活かし、かつ、近隣も含めた立地する輸送用機械、医療福祉関連、航空宇宙関連の企業とのマッチングや共同により、既存産業の集積を強みとした地域経済を牽引する事業者の取り組みを創出することで、経済的な効果だけでなく地域の企業の継続的な発展が期待できる。

### 【人口分布の状況】

相双地域の人口は、東日本大震災及び東京電力福島第一発電所事故の影響により、避難等による県内外等への人口流出によって、平成29年8月現在で107,072人（現住人口調査月報）となっている。

このような中、活力ある産業を形成し、地域経済の活性化を図るためにには、産業振興施策の一層の推進が重要であり、特に企業立地促進は、産業振興や雇用拡大をはじめ、定住人口の増加、市民所得の向上等の経済的波及効果があるとともに、避難者の帰還支援にも寄与するものと期待される。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

安全で安心な暮らしの再構築や、原子力に依存しない産業の振興、農林水産業の再生など、津波と原子力災害を乗り越え、復興へ向けた新たな人づくりと地域づくりを進めるとともに、受け継がれたものづくりの心と次世代を担う高度な技術・人材を生かした産業の集積を活用し、地域経済牽引事業の促進を図る。

福島県相双地域は、原子力災害以前の経済構造が、電力関連産業に大きく依存していたことから、原子力関連産業に代わる新たな産業の集積と雇用の創出が課題である。そのため、イノベーション・コースト構想の具体化を踏まえながら、廃炉技術分野等の研究開発拠点の立地とそれに伴う産業の集積など、将来を見据えた先導的施策に产学研官が連携して取り組み、地域の強みの創出する必要がある。

特に、商工業に関しては、機械電子工学産業をはじめとした幅広い業種の集積が図られているが、企業の地域内外への移転や休業・廃業の問題が生じているため、地域産業の再生が課題であり、地域経済を支えている既存企業への支援強化と、企業立地などによる新たな産業集積を活用し、地域経済牽引事業の促進が求められている。

また、農林水産業に関しては、米、畜産、園芸作物を中心となっており、良好な漁場を生かした沿岸漁業も盛んであるが、津波や原子力災害により深刻な影響を受けたことから、農地復旧や沿岸漁業の試験操業など、再生の努力が必要である。

併せて、風評被害等による観光産業への影響に対して、復興のシンボル・観光交流の拠点として、スポーツ・交流施設や観光資源の本来機能を回復、強化するとともに、優れた伝統文化等を生かしながら、交流人口の回復と拡大を目指す。

また、復興と産業再生を担う人材育成に力点を置き、イノベーション・コースト構想の担い手など次世代を担う人づくりに積極的に取り組んでいく。

さらに、県が策定した「福島県商工業基本計画」（令和3年12月改定）においては、再生可能エネルギー関連産業に加え、水素・環境・リサイクル関連産業分野を新たに位置づけ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、環境と経済の好循環を創り出していく。

## (2) 経済的效果の目標

- 1件あたりの約0.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件程度創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍（平成25年福島県産業連関表（全産業平均）1.2873倍）の波及効果を与え、促進区域で約4.1億円の付加価値を創出することを目指す。
- 4.1億円の付加価値は促進区域の製造業における集積を図ろうとする関連産業の付加価値1,054億円（平成26年実績）の約0.3%である。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業新規承認件数を設定する。

### 【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	410百万円	—

### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業新規承認件数	—	8件	—

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値が3,626万円（福島県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成24年））を上回ること。

### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。

②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること。

③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

## 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

## (1) 重点促進区域

本促進区域の区域内において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を別紙1のとおりとする。

なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

## (2) 区域設定の理由

### ①相馬市

概ねの面積は233ヘクタール程度である。

区域設定にあたっては、平成28年工場適地調査において、約34ヘクタールの空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として充分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

本区域は、都市計画法による用途地域（工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域、近隣商業地域）、用途地域外については、具体的な投資計画が図られる区域を基準として設定したものである。

### ②南相馬市

概ねの面積は954ヘクタール程度である。

区域設定にあたっては、平成28年工場適地調査において、約131ヘクタールの空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として充分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

本区域は、南相馬市の経済を牽引している既存企業の所在地域に加え、ロボット関連産業の集積を見込み、現在整備をしている浜佐・萱浜工業団地など、将来の産業集積が期待される地域について設定したものである。

また、当該区域内に農用地区域が含まれているが、土地利用調整は行わない。

### ③広野町

概ねの面積は62ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

駅東側区域は、広野町復興計画（第二次）において復興ゾーンとして双葉地方の復興拠点として位置付けられていることを基準として設定した。駅東側（第1期整備エリア）は、産業団地を新たに造成し、原子力災害対策関連事業所の立地や各種研究施設などの誘致を進めることとしているため新たな企業の進出が見込まれることから、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

広野工業団地は、広野国土利用計画（第二次）により、積極的な企業誘致を通じて未利用地の有効活用に努めることとしており、今後も未利用地が発生した場合には企業の立地が見込まれる。

下大吹地区は、工場（製造業）が立地しており、今後、新たな事業展開が想定される。

### ④檜葉町

概ねの面積は53ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

本区域は、檜葉町復興計画＜第二次＞第二版の土地利用計画において、産業集積促進区域と位置付けていることを基準として設定したものである。

檜葉南工業団地は、産業再生・研究拠点ゾーンと位置付けており、国道6号や常磐道広野ICからの好アクセスを利点とし、モックアップ試験施設を中核と

して、国際産学連携の関連企業の立地が見込まれることから重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

また、檜葉北産業団地は、北部新産業ゾーンと位置付けており、県道広野・小高線に隣接する好アクセスを利点とし、廃炉関連企業や新産業分野の企業の立地が見込まれる。

⑤富岡町

概ねの面積は 39 ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

本区域は、産業の集積を目的とし、一定規模の団地整備を実施していること及び今後産業集積に係る企業進出可能性があることを基準として設定したものである。

赤木及び本町西については、富岡工業団地が整備されており、現在 3 社が事業を実施している。オーダーメイド方式の為、進出企業が確定してからの造成となるが、今後も進出する企業が見込まれることから重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

⑥川内村

概ねの面積は 24 ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

本区域は、『ふくしま産業復興投資促進特区』であることを基準として設定し、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

⑦大熊町

概ねの面積は 88 ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

本区域は、工業団地の整備を実施予定であることから重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

⑧双葉町

概ねの面積は 49 ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

本区域は、平成 28 年 12 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）と位置付けている。

当拠点の整備について、平成 29 年 3 月には双葉町復興整備協議会において協議を行い、該当地区における都市計画を決定している。また、重点促進区域に含まれる農用地区域については、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に位置付けられた区域であり、農振農用地区域のまま整備が可能である。整備後に農用地区域を除外することとなるため、土地利用調整は行わない。

当拠点は、福島第一原子力発電所に近接、中間貯蔵施設に隣接しており、廃炉・除染関連企業などの立地が見込まれることから重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

⑨浪江町

概ねの面積は 196 ヘクタール程度である。

また、当該区域内に農用地区域が含まれているが、土地利用調整は行わない。

棚塩産業団地区域 128 ヘクタールは、浪江小高原子力発電所立地予定地であったが震災を契機に東北電力株式会社から譲渡を受け、産業団地を整備予定であ

り、イノベーション・コースト関連事業及び関連企業の進出が見込まれる。

藤橋産業団地区域 12 ヘクタール、北産業団地区域 6 ヘクタール、南産業団地区域 46 ヘクタールは、雇用の場を再生するべく産業団地整備を進めており、製造業等を中心に企業の進出が見込まれる。

水産加工団地区域 4 ヘクタールは、被災を受けた水産関連産業の再生の場として加工団地を整備しており、請戸漁港の近接地でもあることから、漁業再生に併せて、水揚げされる水産物の加工業の再開が見込まれる。このため、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

#### ⑩葛尾村

概ねの面積は 7 ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

葛尾村大字野川字湯ノ平地域は、平成 29 年度より葛尾村産業団地を整備する計画で、その一区画に縫製工場が進出するため設定するものである。このため、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

#### ⑪新地町

概ねの面積は 180 ヘクタール程度である。

区域設定にあたっては、平成 28 年工場適地調査において、約 20 ヘクタールの空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として充分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

新地北工業団地は、株式会社福島ニチアスなど多数の事業者が立地し電子機械関連産業の集積が図られている。

相馬工業団地今神区画は、オリエンタルモーターテック株式会社など多数の事業者が立地し産業の集積が図られている。

相馬港 4 号ふ頭地区は、石油資源開発株式会社による相馬 LNG (天然ガス) 基地の建設が進んでいる。さらに、LNG を利用し福島ガス発電株式会社による天然ガス発電所の建設計画が進められている。

相馬港 5 号ふ頭地区は、昭和电工株式会社 東北アンモニアセンターが立地している。

相馬港地区は、日本通運株式会社や J A パールライン福島株式会社など製造業、農業の物流拠点となる運輸業が多く立地している。

新地インター周辺地区は、常磐自動車道が全線開通し新地 IC が出来たことにより株式会社リードが立地した。交通のアクセスが非常に良い地域である。さらには、国道 113 号が重要港湾相馬港へ連結しており物流体系が充実している地域でもある。

駒ヶ嶺工業用地地区は、町の主要な幹線道路である国道 6 号の沿線にある工業用地である。また、相馬港にも近く LNG などを利用する関連産業の集積を活用し、地域経済牽引事業の促進を図っていく。

新地駅前地区は、第5次総合計画後期基本計画にて、新地駅周辺の新たなまちづくりと一体的に、地域エネルギー事業を中心としたスマートコミュニティの導入を目指している。当地区にてLNGを活用したコジェネレーションシステムによる熱電供給事業所の建設計画がある。

このため、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

#### ⑫飯舘村

概ねの面積は4ヘクタール程度である。

当該区域内には、現在遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

草野、臼石区域は、村内でも主な企業である株式会社菊池製作所、株式会社ハヤシ製作所、有限会社齊藤製作所が立地しており、精密機器や電子機械関連産業の集積が図られている。

震災以降も操業継続・早期再開するなど、村内での産業や雇用維持に努め、また、設備の整備や工場の増設等の事業拡大に力を入れており、村の産業の核となっていることから、今後もこれらの区域を中心に精密機器や電子機器産業の拡大が見込まれるため重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

#### （3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

工場立地特例対象区域は、上記の重点促進区域内のうち別紙2のとおりとする。

区域の設定にあたっては、緑地の整備や環境の保全等に配慮したものである。

設定する区域は、平成29年8月1日現在における地番により表示したものである。

なお、工場立地法の特例の適用に当たっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】福島県相双地域の航空宇宙産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ② 【地域の特性】福島県相双地域の再生エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業やロボット関連産業等のインフラ  
【活用戦略】成長ものづくり
- ③ 【地域の特性】相双地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見  
【活用戦略】第4次産業革命
- ④ 【地域の特性】相双地域の再生エネルギー・水素関連産業やロボット関連産業の技術  
【活用戦略】医療関連産業

### (2) 選定の理由

- ① 【地域の特性】福島県相双地域の航空宇宙産業の産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり  
相双地域においては輸送用機械器具製造業が域内製造業における製造品出荷額の約45%を占め第1位の代表産業（平成26年工業統計調査では、輸送用機械関連産業の製造品出荷額は製造業全体の49.1%を占めている）となっており、特に、航空宇宙産業の参入実績のある企業、参入し得る技術を持つ企業が機械加工を中心に13社存在しており、10社が航空機産業の国際認証規格を取得ないし取得予定となっている。また、本地域には航空宇宙産業の中核企業が立地し、主にエンジン部品を作成しているため、福島県の航空機用エンジン部品等県別出荷額は東京都に次ぐ第2位となっており、本地域における高い産業ポテンシャルとなっている。

さらに、子会社も含め周辺企業においても中核企業と取引があるなど、今後も当企業及び周辺企業では航空宇宙産業において成長が見込まれるため、成長ものづくり産業における地域活性化が期待される。

県では、航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、航空宇宙フェスタの開催、認証取得や参入支援のための専門家（コンサルタント）派遣、認証取得経費の一部補助等を行っている。

- ② 【地域の特性】福島県相双地域の再生エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業やロボット関連産業等のインフラ

【活用戦略】成長ものづくり

エネルギー関連産業では、相馬LNG（天然ガス）基地の建設やLNGを利用した液化天然ガス発電所の建設計画が進められている。

再生可能エネルギー・水素関連産業では、東日本震災以降、太陽光発電施設の設置が進み、太陽光発電関連企業の進出や福島沖での浮体洋上風力発電の実証研究、また、

再生可能エネルギーを利用して世界有数の水電解装置で水素を製造する実証拠点や民間企業による水素関連研究施設が立地するなど再生可能エネルギー・水素関連産業の産業基盤の充実が図られている。

環境・リサイクル関連産業では、東日本大震災以降、大熊町に特定廃棄物の処理を行う不燃物リサイクル施設、南相馬市に石炭灰リサイクル製品（再生碎石）の製造工場や太陽光パネルリサイクル施設、浪江町に電気自動車向け蓄電池の再利用の技術開発と製品製造を行う拠点が立地するなど、関連産業の集積が進むことが期待される。

ロボット関連産業では、無人航空機や災害対応ロボット等の実証試験が行えるロボットテストフィールド、及び、ロボット分野の先進的な共同研究を行う国際产学研官共同利用施設は、イノベーション・コラボレーション構想に基づき、南相馬市及び浪江町において整備が進められており、ロボット産業の一大拠点施設として、関連産業の集積がさらに進むことが期待される。

これらのインフラを活用し、エネルギー関連産業、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業・ロボット関連産業といった次世代を担う高度な技術を生かした産業を推進していく。

### ③【地域の特性】相双地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見

#### 【活用戦略】第4次産業革命

相双地域では、南相馬ロボット産業協議会を活動拠点とし、10社が福島県の災害対応ロボット研究開発事業の採択を受け、水中ロボット等の開発等が進められたほか、4社が地域実用化開発等促進事業費補助金の採択を受け、耐放射線性の水中ロボットの開発、ドローンによる広域空間線量の取得手法の開発などが進んでいる。

これらの企業等も属する「ふくしまロボット産業推進協議会」では4分野の検討会（ドローン活用検討会、医療・生活支援ロボット検討会、ロボット部材開発検討会、ロボット・ソフトウェア検討会）を設け、知見の蓄積、相互交流、普及啓発等の取組を推進しており、相双地域の49社が参画している。

また、ロボット技術に関する教育機関として、テクノアカデミー浜（南相馬市）が存在しており、現在整備中の福島ロボットテストフィールド（南相馬市）もあり、当該協議会の取組について、人材供給の観点から支援を受けることが可能である。

県としても、このような取組の後押しをすべく、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、県の事業である災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を進める。

このように「ふくしまロボット産業推進協議会」に集約される知見を活用し、第4次産業革命を推進する。

### ④【地域の特性】相双地域の再生エネルギー・水素関連産業やロボット関連産業の技術

#### 【活用戦略】医療関連産業

相双地域では、再生可能エネルギー・水素関連産業において東日本震災以降、太陽光発電施設の設置が進み、太陽光発電関連企業の進出や福島沖での浮体洋上風力発電の実証研究、また、水素関連技術の実証的な要素がある事業として水素製造工場の整備が決定するなど再生可能エネルギー・水素関連産業に係る活発な技術開発が行われている。

また、ロボット関連産業では、イノベーション・コスト構想に基づき、無人航空機や災害対応ロボット等の実証試験が行えるロボットテストフィールド及びロボット分野の先進的な共同研究を行う国際産学官共同利用施設の整備が南相馬市及び浪江町において進められており、ロボット産業の一大拠点施設として関連する技術開発が盛んに行われており、関連産業における技術発展も期待される。

実際、相双地域では、地域振興に資する実用化開発等の費用の一部を補助する平成29年度地域復興実用化開発等促進事業費補助金（福島県）において、再生可能エネルギー活用による水素製造システム実用化開発（（株）IHI）、量産を見据えた高信頼性マルチコプター実用化の開発（（株）菊池製作所）など再生可能エネルギー・水素及びロボット分野で15社が採択され、事業が推進されている。

こうした中、電源装置や切削用工具等、再生可能エネルギー・水素分野及びロボット産業分野により培われているものづくり技術は、医療機器分野でも活用が有望視されている。近年ロボット技術を駆使して医療機器として承認を得るなど境がなくなってきており、ロボット産業から医療産業への展開が見込める。また、相双地域には、売上5年連続増加を達成している大手衛生材料・医療機器等製造企業が立地し、材料や部品の供給等を通じて技術の発展や産業クラスターの形成、さらにイノベーション・コスト構想に基づく関連産業の集積が進むことが期待できるとともに、南相馬市では「ゆめサポート南相馬」による取組を通して医療関連産業を含む創業支援や人材育成を行っており、地域のさらなる発展を目指す基盤が存在している。

県では、長期にわたる取引が期待され、かつ、付加価値の高い取引が可能な有望産業として医療機器関連産業を重点業種の一つに位置付けている。

以上より、地域の再生エネルギー・水素関連産業やロボット関連産業の技術を活用した医療機器等生産に係る設備投資や開発活動などの地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みの創出を目指す。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設に関する検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の減税措置に関する条例制定を検討する。

#### ②地方創生関係施策（平成29年度以降の地方創生推進交付金の活用検討）

- ・福島県相双地域の航空宇宙産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、地方創生推進交付金等の適切な施策を検討し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、地域経済牽引事業者への設備投資支援などによる事業環境の整備や新規参入企業の育成等を実施予定。
- ・相双地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等の適切な施策を検討し、ICT関連産業の集積を図り、人材の定着を図るため、サテライトオフィス等の整備や入居企業への支援等を実施する予定。また、県内ICT企業等が開発した製品が県内ものづくり企業等で利活用が図られるよう、AI・IoT製品の導入支援を実施するとともに、企業においてこれらの製品を活用できる人材を育成する予定。

- ・福島県相双地域の再生エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業やロボット関連産業等のインフラを活用した高度なものづくり分野において、地方創生推進交付金等の適切な施策を検討し、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の整備及び機能の充実を図るとともに、ロボット関連産業の集積を図り、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発、県の試験研究機関によるロボット開発、災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組み等を実施する予定。

- ・相双地域の再生エネルギー・水素関連産業やロボット関連産業の技術を活用した医療関連産業分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ふくしま医療機器開発支援センターを最大限に活用し、県内企業の設備や機能の充実を図るとともに、県内企業等が有する技術・製品を広く県内外に発信し、販路拡大、人材育成等を実施する予定。

- ・地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、カーボンニュートラルの実現に向か、エネルギー・エージェンシーふくしまを始め、産学官金と連携を図りながら、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野において、ネットワークの構築から、

新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援するとともに、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組やRE100工場など産業部門の脱炭素化モデル創出などを実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ①ハイテクプラザにおいて、県内企業の新商品開発の促進を図るため、大学企業、他県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともにその研究成果をインターネットで公開すること等により、県内企業へ技術移転の推進を図る。
- ②ふくしま医療機器開発支援センターにおいて、医療機器の開発から事業化までを一貫的に支援するため、生物学的安全性試験などや臨床現場に即した環境で人材育成・訓練を実施する等により、医療機器分野への新規算入・事業化を総合的にサポートしておりインターネットなどで情報発信をする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ①福島県相双地方振興局企画商工部内及び、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の企業立地担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係機関と調整した上で対応することとする。

- ②企業誘致に係るワンストップサービス体制の強化〔実施者：県、市町村〕

県と市町村が連携・協力しながら、企業からの相談等に対して一括して対応できる体制を強化し、最速・最良の企業支援サービスを提供する。

- ③企業立地に係る優遇措置〔実施者：県、市町村〕

相双地域に進出する企業又は既存企業の設備投資を支援する為、補助金の交付、税制上の優遇措置を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ①「ふくしま産業復興投資促進特区」による産業集積促進〔実施者：県、市町村〕

東日本大震災特別区域法に基づき平成24年4月20日に認定を受けた「ふくしま産業復興投資促進特区」による税制優遇等の措置を活用し、製造業の新增設等の民間投資を促進する。

- ②福島復興再生特別措置法による産業集積促進〔実施者：県〕

ふくしま復興再生特別措置法による税制優遇等の措置を活用し、製造業の新增設等の民間投資を促進する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	H29 年度	H30 年度	R 元年度～R5 年度
【制度の整備】			
① 不動産取得税、固定資産税の減免措置検討	今後、議会に条例案提出・審議、条例施行後受付の検討	運用	→
② 地方創生推進交付金の活用	今後、地方創生推進交付金の活用を検討	運用	→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 県、市町村、地域経済牽引支援機関の情報の公開	各関係機関と協議、検討	運用	→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①企業誘致に係るワンストップサービス体制の強化	運用	運用	→
②企業立地に係る優遇措置	運用	運用	→
【その他】			
①「ふくしま産業復興投資促進特区」による産業集積促進	継続、実施	継続	
②「福島復興再生特別措置法」による産業集積促進	継続、実施	継続	→

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域牽引事業の促進に当たっては、南相馬市が設置する株式会社ゆめサポート南相馬や福島県立テクノアカデミー浜など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①株式会社ゆめサポート南相馬

ロボット関連技術に必要な機械・金属加工技術、関連産業の実践的な技術開発、

技術の融合や企業の人材育成による技術開発水準の向上等に資するため、产学研官が連携し、情報交換や勉強会等を実施することによってロボット産業発展の環境整備及び地域発展を目指す。

②福島県立テクノアカデミー浜

福島県立テクノアカデミー浜に設置された電気技術系の専門課程（短期大学校）や、普通課程として新設された機械加工系の学科を活用し、地域のニーズに対応できるものづくり人材の育成を図る。

③福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センター

地域企業の産業競争力の回復、地域経済の再生のため、ハイテクプラザや大学の研究機関等が長年にわたって蓄積してきた技術・知識を地域産業と有機的に結びつけ、国際競争力を持った技術・製品が生まれる環境整備を推進する。（共同研究、技術相談、設備機器開放、依頼試験等ハイテクプラザ機能の強化）

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （1）環境の保全

福島県相双地方は、阿武隈高地に代表される里山的な森林と数多くの河川を有し、太平洋の海の恵みに代表される美しい自然に恵まれている。一方、地球規模では、温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少などの環境問題が深刻化し、また、廃棄物排出量の増大、水質の悪化、ダイオキシン類による健康被害への懸念など身近なところにおいても、豊かな自然環境を脅かしかねない問題が起きている。このため、大気汚染防止対策、排水処理、土壤汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化防止対策など各種環境法令とともに、福島県環境基本計画に基づき、自治体や住民と協力しながら、立地企業も含めた事業者に対して事業活動による環境への負荷の低減に向けた適切な指導・助言を行うなどの取組みを推進し、環境の保全に十分配慮するものとする。

～事業者に期待される役割～

- ①事業活動の実施に当たっての多様な生態系や自然環境の保全への配慮
- ②事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出削減及び廃棄物の減量化・適正処理
- ③生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ④事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備

また、国立公園・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、地方環境事務所（あるいは都道府県自然環境保全部局）と調整を図るものとする。

### （2）安全な住民生活の保全

#### ①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るために、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設

の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力をを行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。

また、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教養を徹底する。

⑥不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

(3) その他

①P D C A体制整備等

毎年、基本計画及び承認事業計画の進捗状況の把握や効果の検証に努める。

②原子力災害の克服

福島県復興計画や関係法令等に基づき、住民や事業所の帰還と復興に向けた環境整備に取り組む。

また、環境放射線等モニタリング結果をわかりやすく公開するとともに、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信することなどにより、風評被害の払拭に取り組む。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）